

# INSOLVENCY LAW NEWSLETTER

JANUARY 2021 acuitylaw.co.in



### Acuity Law LLP について

Acuity Law LLP は、2011 年 11 月に設立されたインド現地のプロフェッショナル・ファームです。各分野において経験豊富なインド人弁護士・専門家が所属しています。これまで、インド国内外を問わず、多くの企業、ファンド、金融機関、法律事務所、投資銀行、政府機関等に対して各種アドバイスを提供しています。

主要取扱分野は、「企業法務」「国際貿易/税務」「紛争」となっており、それぞれ Souvik Ganguly、 Deni Shah、Gautam Narayan が中心となってチームを率いています。

### 「企業法務」

- ➤ M&A
- ▶ 救済型 M&A
- ▶ 倒産法
- ▶ プライベート・エクイティ/ベンチャー・ファンディング
- ▶ 雇用法/労働法
- ▶ 商取引に関するアレンジメント
- ▶ コーポレート・アドバイザリー

### 「国際貿易/税務」

- ▶ クロスボーダー・タックス・プランニング/管轄分析
- 組織再編戦略
- ▶ 投資ストラクチャー戦略
- ▶ エンダウメント・プランニング/ウェルスマネジメント戦略
- ▶ 国際貿易/関税
- ▶ グローバル・サプライチェーン最適化
- ▶ 物品・サービス税(GST)

### 「紛争」

- ▶ 民事紛争
- ▶ 刑事紛争
- ▶ 仲裁紛争



上記主要取扱分野に関して、定期的に最新のアップデートをご提供できるよう日々努めております。

Acuity Law LLP について更に詳しくお知りになりたい方は、弊社ウェブサイトまで、またはal@acuitylaw.co.in まで、ご連絡下さい。

The information contained in this document is not legal advice or legal opinion. The contents recorded in the said document are for informational purposes only and should not be used for commercial purposes. Acuity Law LLP disclaims all liability to any person for any loss or damage caused by errors or omissions, whether arising from negligence, accident or any other cause.



### INTRODUCTION

今回のニュースレターでは、2021 年 1 月のインド破産倒産法関連のアップデートとして、インド最高裁判所(SC)、会社法上訴審判所 (NCLAT)、会社法審判所(NCLT)における重要な判決事例をまとめました。

## 1) SC UPHOLDS VALIDITY OF INSOLVENCY AND BANKRUPTCY CODE (AMENDMENT) ACT 2020

Matter: Manish Kumar vs. Union of India & Another.

Order dated: 19 January 2021

### **Summary:**

「2020 年破産倒産法(改正)」において、大きく2つの点で改正が行われています。まず、不動産プロジェクトの総割当者の10%または100名以上の割当者が共同で会社破産処理手続き(CIRP)を申請しなければならないという、基準値の導入です。割当先は同一の不動産プロジェクトに属する者でなければならず、手続きを申請したものの、申請が認められていない既存の割当者の基準値を満たすためのタイムラインとして、30日間という期間も定められています。当該期間内に基準が満たされなかった場合、申請は取り下げられたものとみなされます。

また、今回の改正では、再生計画が会社法審判所に承認され、新たな経営者が法人債務者を引き継い だ場合の法人債務者の責任の消滅という、第 32A 条が導入されています。これはすなわち、法人債務者 の新たな所有者は、過去の経営者の行為から生じる責任を追わない、ということを意味します。

インド最高裁判所は、割当者の数が膨大であることや、意思決定における不均一性や個別性を考慮すると、不動産割当者と他の金融債権者との間には明確な差があるとの見解を示しており、訴訟の乱立を抑止するためには、明確な基準値が必要であるとし、過去の制度における欠陥として、個々の割当先が適切な進行を妨害し、不動産プロジェクト全体の破滅を招く可能性があったとしています。さらに、複数の割当者が個々のプロジェクトから集まっている場合、特定のプロジェクトの進捗度合い等によっても意見が異なることから、混乱が生じ、手続きを煩雑なものにしてしまう可能性もありました。このような背景の下、各不動産プロジェクトから、10%または100名以上いう割当者の基準値の合理性については、評価がなされています。さらに、今回の改正は適切なものであり、改正の遡及性についても支持しています。一方で、30日間という期間については、会社法審判所において申請係属中の割当者にとっては、より長い期間の方が心強いものであっただろう、とも述べています。

また、最高裁判所は、破産倒産法の下、法人債務者の入札者を過去の経営者の行為から生じる責任関係から保護することの重要性を支持し、第32A条の有効性についても認めています。これは、法人債務者の資産にも適用されなければなりません。入札者が法人債務者を評価するという面から重要であり、



法人債務者に合理的かつ公正な価値を提供し、会社破産処理手続を完了させるためにも有益です。ただし、悪用を防止するため、第32A条の適用については十分なチェックが必要であるとも指摘しています。

2) A COMPLETE AND PROPOER APPLICATION FILED BY AN OPERATIONAL CREDITOR CANNOT BE DISMISSED AND PARTIES CANNOT DIRECTED TO SETTLE ON THE GROUND THAT THE DEBT AMOUNT IS ONLY 4.35 LAKHS.

Matter: Aster Technologies Pvt. Ltd. vs. Solas Fire Safety Equipment Pvt. Ltd.

Order dated: 05 January 2021.

### **Summary:**

Aster Technologies Pvt. (申立人)は、Solas Fire Safety Equipment Pvt. Ltd. (被申立人)に対する企業倒産処理手続の開始申請を却下したベンガルール会社法審判所の命令に対して、会社法上訴審判書へ上訴しました。本件は、被申立人が出廷していないことがポイントとなります。

会社法上訴審判所は、かかる状況下での会社法審判所の判断は法に従ったものとは言えず、不適切であると判断し、再度破産倒産法に則って当事者の意見を聞いた上で判断を下すよう、会社法審判所へと差し戻しました。

3) IF CORPORATE DEBTOR REFUSES TO ACCEPT DELIVERY OF DEMAND NOTICE, IT WOULD BE DEEMED THAT NOTICE HAS BEEN SERVED.

Matter: Sri D. Srinivasa Rao vs. Vaishnovi Infratech Ltd.

Order dated: 05 January 2021.

### **Summary**

Sri D. Srinivasa Rao (申立人) は、Vaishnovi Infratech Ltd. (非申立人) に対する企業倒産処理手続の開始申請を却下したハイデラバード会社法審判所の命令に対して、会社法上訴審判所へ上訴しました。申請却下は、2016 年破産倒産法の下義務付けられている催告通知が被申立人に未交付であったことが理由でした。

会社法上訴審判所は、本件は、申立人が催告通知を交付しなかったのではなく、被申立人側が送達を拒否したケースに該当する、としました。かかる状況下では、被申立人への通知が未交付であったとの結論に至ることはできないとし、再度破産倒産法に則って当事者の意見を聞いた上で判断を下すよう、会社法審判所へと差し戻しました。



# 4) PRE-PACKAGED INSOLVENCY RESOLUTION PROCESS PROPOSED FOR INDIA BY THE MINISTRY OF CORPORATE AFFAIRS

Notice Dated: 08 January 2021

### **Summary:**

インド企業省は、破産倒産法におけるプレ・パッケージド企業倒産処理プロセス(=プレ・パック)について、国民からのパブリックコメントを募集しています。2020年10月の破産倒産法小委員会報告書において、破産倒産法の基本的な仕組みの中でプレ・パックの枠組みが設計されていました。プレ・パックとは、不良企業の債権者との合意による債務整理のための取り決めを言います。プレ・パックの実践は、1978年の破産改革法の制定を受けて米国で最初に開発され、その後、英国と欧州、そして最近ではシンガポールで採用されています。プレ・パックは、時間、コスト、柔軟性等の観点から優れています。

現在提案されているプレ・パックは、債務不履行の法人債務者が開始することができるものです。しかしながら、このようなプレ・パックの開始申請には、金融債権者の過半数の事前承認も必要とされています。法人債務者に対してプレ・パックの申請が認められた場合、通常の企業倒産処理手続を並行して開始することはできません。企業倒産処理手続における債権者主導のプロセスとは対照的に、プレ・パックにおいては、法人債務者は事業の所有権および支配権を維持することになります。ただし、関連当事者との取引、担保権の設定、法人債務者のチャーター文書の変更等、法人債務者の事業上の重要な意思決定には、金融債権者の過半数の事前承認が必要となります。

プレ・パックにおける紛争専門家の役割は、企業倒産処理手続の場合と同様であり、再生手続きの実行に限定されています。プレ・パックにおける再生手続きは、企業倒産処理手続きが最長 330 日間であるのに対して、90 日以内での完了が求められます。プレ・パックの開始時、法人債務者の経営陣は、全債務リストおよび法人債務者の詳細な財務情報について、紛争専門家に提供しなければなりません。また、法人債務者の役員が、不正確、不完全、または誤解を招くような情報を提供した場合の刑事責任についても、提案がなされています。企業倒産処理手続と同様に、再生手続きの承認には、金融債務価値の 66%相当を保有する金融債権者の承認が必要となりますが、金融債権者は、75%の議決権行使により、任意にプレ・パックを終了し、法人債務者の清算を選択することもできます。

報告書では、最善の解決策が金融債権者によって検討、承認されることを保証するため、「スイス・チャレンジ」という概念が紹介されています。法人債務者のプロモーターには、基本的な再生計画を提出する機会が与えられますが、その計画が取引債権者の権利を損なう場合(取引債権者に債務の減額を要求することに起因する等)、第三者である入札者からの再生計画の提出が許可されることになります。法人債務者のプロモーターにも第三者の入札に応じる機会は与えられますが、提出した再生計画が取引



債権者と金融債権者の権利を損なわない場合には、債権者委員会はスイス・チャレンジを発動すること なく、手続きを進めることができます。

\*\*\*\*\*

Our co-ordinates:

Mumbai

506 Marathon Icon Off Ganpatrao Kadam Marg Lower Parel, Mumbai – 400013

Email: al@acuitylaw.co.in